

# 環境影響評価準備書の手続

静岡県くらし・環境部  
環境局生活環境課  
環境影響評価班



# 環境影響評価（環境アセスメント）とは

## 目的

私たちの身近にある自然環境や生活環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な事業に対して、予め、事業者自らが、環境影響調査を基に、事業影響による予測・評価を行い、環境の保全の見地からの意見を広く聴いた上で、環境により配慮した事業計画をつくり、実践していくことを目的としている。

## 法の手続

## 条例の手続

## 関係法令 (手続法)

- ・ **環境影響評価法**
- ・ 環境影響評価法施行令
- ・ 環境影響評価法施行規則
- ・ 関係省令

- ・ 静岡県環境影響評価条例
- ・ 静岡県環境影響評価条例施行規則
- ・ 静岡県環境影響評価条例技術指針

## 対象事業

法対象事業（13種）

- ・ **第1種事業（アセス必須）**
- ・ 第2種事業（アセス実施について主務官庁が判定）

条例対象事業（24種）

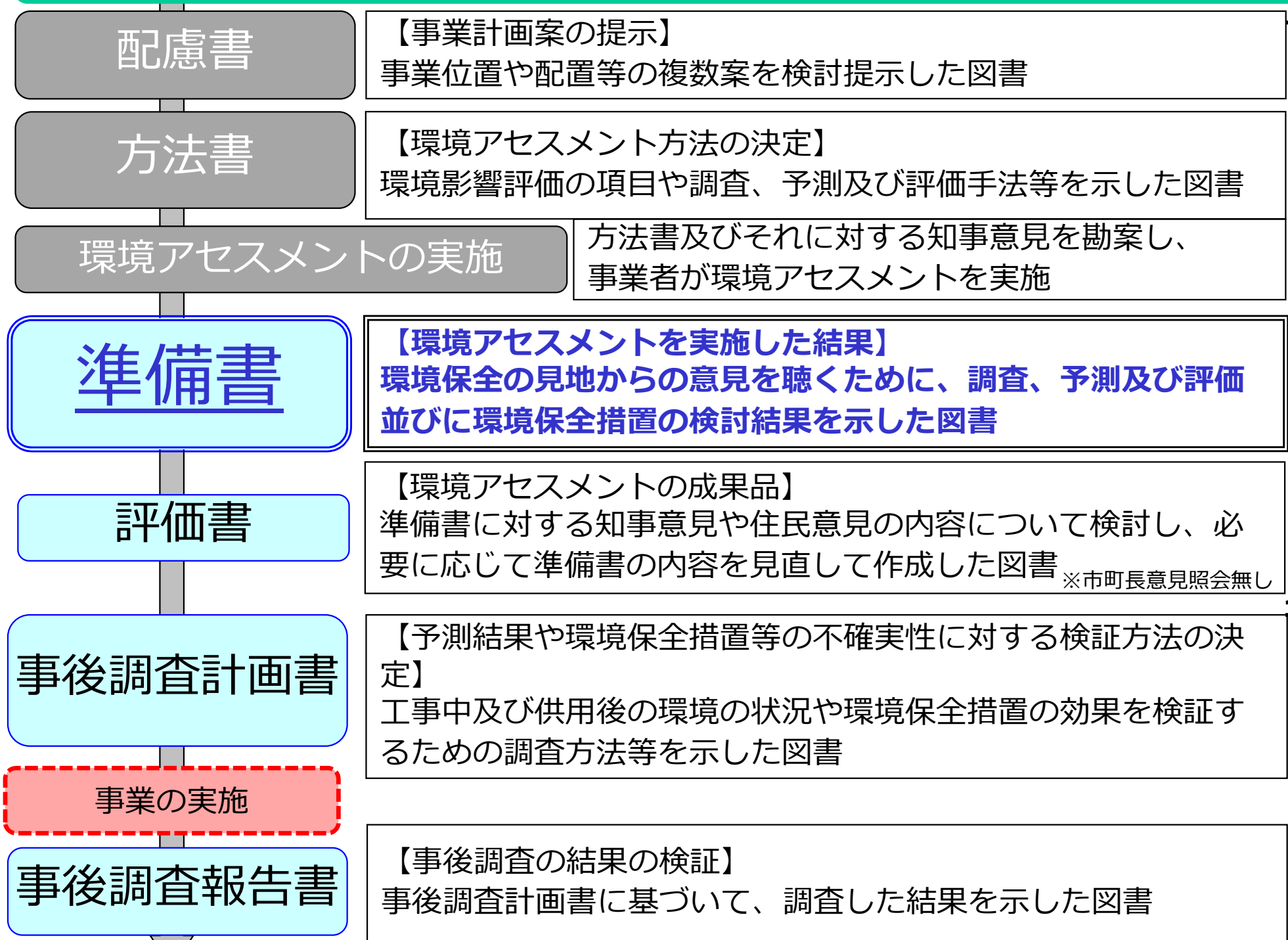
- ・ 第1種事業（アセス必須）
- ・ 第2種事業（アセス実施について知事が判定）

## 対象規模

**法（発電所の建設（風力発電所））**

- ・ 第1種事業：出力10,000kw以上（法改正前）

# 環境影響評価手続フロー



アセス法

アセス条例

# 「準備書」とは

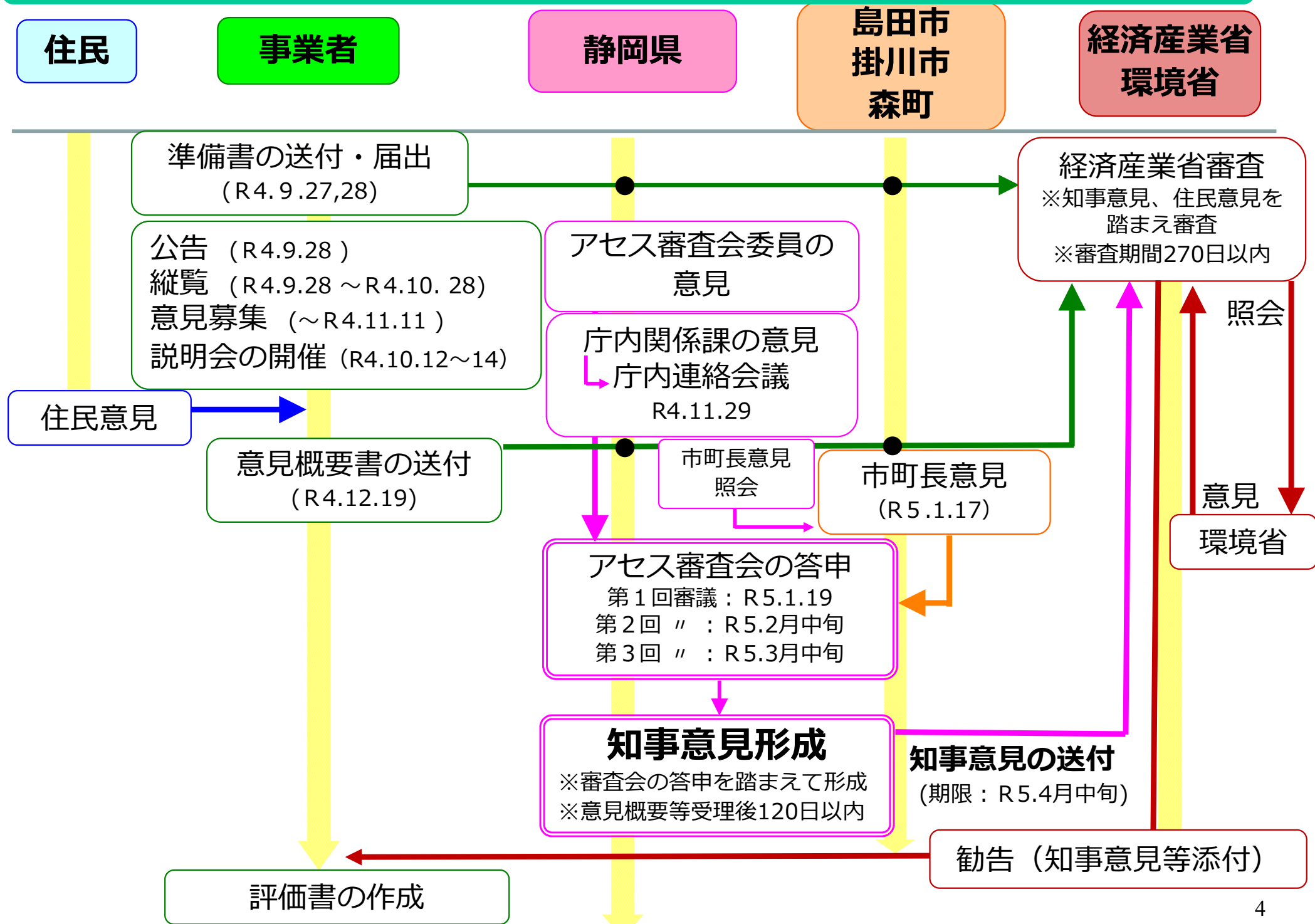
## 準備書とは

- ▷ 環境保全の見地からの意見を聞くための準備として、方法書手続で選定した項目や手法等に基づき実施した環境アセスメント（調査・予測・評価）の結果や、環境保全に関する事業者自身の考え等を示したもの。
- ▷ 環境アセスメントの結果について、環境保全措置や、事後調査の必要性を記載することが求められる。

## 手続で行われること

- ▷ 地域の環境をよく知っている住民を含む一般の方々からの意見募集
- ▷ 地方公共団体などからの意見聴取
- ▷ 説明会の開催による住民等の理解の促進 など

# 準備書手続の流れ



# 環境影響評価準備書に記載される内容 (発電所アセスの手引P94 (経済産業省) より一部抜粋)

項目	内容	留意事項
<b>環境影響評価の結果</b>	(1) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 ①調査の結果の概要 ②予測の結果 ③評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価の項目ごとにとりまとめる。</li> <li>・ 環境影響の回避又は低減がされているか。環境基準等の間に整合性はとれているかどうか。基準が設定されていない場合は、事業者の自主的な目標設定も可。</li> </ul>
	(2) 環境の保全のための措置 (当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全措置について、検討経過や検証の結果も含め、具体的な内容をできる限り記載する。</li> </ul>
	(3) 事後調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後調査について、検討結果や事後調査を実施する理由、項目や手法、環境影響の程度が著しい場合の対処方針、結果の公表等をできる限り記載する。</li> </ul>
	(4) 環境影響の総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果を一覧にし、総合的な評価を記載する。</li> </ul>

# (参考) 評価書手続の流れ

